

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う佐賀県教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第十一号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う佐賀県教育委員会規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

- 一 佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和五十四年佐賀県教育委員会規則第五号）第十一条第五号
- 二 佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号）第十一条第五号
- 三 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（昭和五十五年佐賀県教育委員会規則第五号）第十条第五号
- 四 佐賀県立博物館処務規則（昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第五号）第九条第三号
- 五 佐賀県立美術館処務規則（昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第六号）第九条第三号
- 六 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成五年佐賀県教育委員会規則第三号）第九条第三号
- 七 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（平成十六年佐賀県教育委員会規則第一号）第九条第一項第三号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。